

令和3年2月26日

第 2 回 総 会

議 事 録

呉市農業委員会

議 事 録

日 時：令和3年2月26日（金） 午後2時

場 所：呉市役所 7階 755～758号室

付議事項

- 議案第 7 号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 議案第 8 号 農地法第4条の規定による許可申請について
- 議案第 9 号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 議案第 10 号 非農地証明申請について
- 議案第 11 号 相続税納税猶予に係る引き続き農業経営を行っている旨の証明申請について
- 議案第 12 号 呉農業振興地域整備計画変更に係る意見の決定について
- 議案第 13 号 農用地利用集積計画（案）について

報告事項

- 第 1 号 農地法第4条の規定による届出の受理について
- 第 2 号 農地法第5条の規定による届出の受理について

その他

1. 令和3年度 呉市農業委員会総会開催計画について
2. 令和3年度 呉市農業委員会現地調査予定表について

出席委員

1 番 柏木 健二	2 番 田中 慎二	3 番 谷 新子	4 番 宮脇 和幸
5 番 横段 登	6 番 高本 光之	7 番 立花 達也	8 番 水場 光輝
10 番 亀山 博司	11 番 秋光 貴志	12 番 大道 正孝	13 番 長迫 秀
14 番 新田 隆次	16 番 椋開地 省二	17 番 本末 満	19 番 北村 正次

欠席委員

9 番 今井 満	15 番 灰原 松二	18 番 石田 尚則
----------	------------	------------

事務局

住谷事務局長 川本事務局次長 須賀課長補佐 庭月野主査 小池主任 山崎主事

(午後2時)

議長（北村）：出席者が過半数に達していますので、ただ今から令和3年第2回呉市農業委員会総会を開会します。本日の議事録署名者に、16番 椋開地委員、17番 本末委員を指名します。なお、本日の欠席通知は、9番 今井委員、15番 灰原委員、18番 石田委員から出ています。

皆さんにお願いがあります。総会の資料には個人情報が含まれていますので、取扱いにご留意ください。また、議事進行の妨げとなりますので、携帯電話、スマートフォンは電源を切るか、マナーモードに切り替えてください。

議長：事務局から配付資料の確認をお願いします。

事務局：配付資料の確認をさせていただきます。今回の事前配布として、議案書、資料1「呉農業振興地域整備計画変更理由書」、資料3「令和3年度農業委員会総会開催計画表」、資料4「令和3年度農業委員会現地調査予定表」を送付しています。また、本日本配付した資料は、「資料1の追加の地図」、資料2「農用地利用集積計画（案）」、「ガイドマップTOPPIN（とっぴん）」です。ありますでしょうか。なお、議案書の内容の一部に訂正があります。議案書10ページと11ページの議案第11号の表の調査委員の「長迫委員・本末委員」の記載を「田中委員・高本委員」に改めてください。

議長：はい。

議長：それでは付議事項に入ります。議案第7号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。1番について、事務局の説明をお願いします。

事務局：1番の申請地は、広白岳4丁目〇〇〇〇番〇ほか1筆、地目は畑、面積は合計で176㎡の第3種農地です。申請の事由につきましては、譲渡人は、譲受人の要望により売却するもので、譲受人は、経営規模を拡大するものです。営農計画は、野菜及び果樹を作付けするものです。経営面積は、22アールありますので、下限面積10アールを満たしています。

議長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

高本委員：6番 高本です。申請地は、すぐに作付けできる状態で、きれいに管理されていました。ご審議のほどよろしくをお願いします。

議長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

議長：なし。

議長：ないようですので、本件は、許可と決定してご異議ありませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は、許可と決定します。

議 長：2番について、事務局の説明をお願いします。

事 務 局：2番の申請地は、郷原町字林原〇〇〇番〇、地目は田、面積は348㎡の農用区域内農地です。申請の事由につきましては、譲渡人は、遠方により、耕作困難なため贈与するもので、譲受人は、経営規模を拡大するものです。営農計画は、野菜を作付けするものです。経営面積は、59アールありますので、下限面積10アールを満たしています。

議 長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

高 本 委 員：6番 高本です。申請地は、現在、里芋が植えられていますが、これからも野菜を作付けするということで問題ないと思います。ご審議のほどよろしくをお願いします。

議 長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、本件は、許可と決定してご異議ありませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は、許可と決定します。

議 長：3番について、事務局の説明をお願いします。

事 務 局：3番の申請地は、郷原町字畑〇〇〇〇番ほか3筆、地目は田、面積は合計で1,679㎡の農用区域内農地です。申請の事由につきましては、譲渡人は、譲受人の要望により贈与するもので、譲受人は、経営規模を拡大するものです。営農計画は、水稻を作付けするものです。経営面積は、34アールありますので、下限面積10アールを満たしています。

議 長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

高 本 委 員：6番 高本です。申請地のすぐ近くに譲受人所有の家があり、忙しい時にはそこに寝泊まりするということで、問題ないと思います。ご審議のほどよろしくをお願いします。

議 長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、本件は、許可と決定してご異議ありませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は、許可と決定します。

議 長：4番について、事務局の説明をお願いします。

事 務 局：4番の申請地は、栃原町字宮ノウ祢〇〇〇番ほか2筆、地目は畑、面積は合計で1,417㎡の第2種農地です。申請の事由につきましては、譲渡人は、高齢で労力不足により、耕作困難なため売却するもので、譲受人は、新規就農するものです。営農計画は、野菜を作付けするものです。経営面積は、申請地が14アールありますので、下限面積10アールを満たしています。

議 長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

高 本 委 員：6番 高本です。申請地は、譲受人の自宅のすぐ横にあり、耕作に便利で、問題ないと思います。ご審議のほどよろしくをお願いします。

議 長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、本件は、許可と決定してご異議ありませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は、許可と決定します。

議 長：5番について、事務局の説明をお願いします。

事 務 局：5番の申請地は、音戸町南隠渡2丁目〇〇〇〇番〇、地目は田、面積は389㎡の第2種農地で、呉市空き家バンクに登録された空き家に付随する農地としての指定を受けています。申請の事由につきましては、譲渡人は、県外に居住しており耕作困難なため譲受人に空き家とセットで売却するもので、譲受人は、これを購入し移住するものです。営農計画につきましては、野菜を作付けする予定です。当該農地につきましては、呉市空き家バンクに登録された空き家に付随する農地に指定されており、下限面積は0.1アールが適用されます。

議 長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

新 田 委 員：14番 新田です。譲受人は、空き家とセットで申請地を購入し、野菜栽培をするということで、問題ないと思います。ご審議のほどよろしくをお願いします。

議 長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、本件は、許可と決定してご異議ありませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は、許可と決定します。

議 長：6番，7番は，譲受人が同一ですので，一括して，事務局の説明をお願いします。

事 務 局：6番の申請地は，安浦町大字中畑字打田ヶ原〇〇〇〇番〇ほか1筆，地目は田，面積は合計で1，404㎡です。7番の申請地は，安浦町大字中畑字打田ヶ原〇〇〇〇番〇，地目は田，面積は371㎡です。6番と7番を合わせますと，1，775㎡で，全て農振農用区域内の農地です。申請の事由は，譲渡人は兼業で労力不足により，耕作困難なため，譲受人は申請地を譲り受け，経営規模の拡大を図るものです。営農計画は，果樹を作付けするものです。経営面積は，申請地が17アールありますので，下限面積10アールを満たしています。

議 長：調査委員の方から，補足説明をお願いします。

田 中 委 員：2番 田中です。譲受人は，20代の若い方で，これから更に農業経営の規模も拡大していけるとおられますので，非常に良い事例だと思います。ご審議のほどよろしく願います。

議 長：それではご審議願います。ご質疑，ご意見ありませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので，6番と7番は，許可と決定してご異議ありませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは，6番と7番は，許可と決定します。

議 長：8番について，事務局の説明をお願いします。

事 務 局：8番の申請地は，安浦町大字中畑字市原谷〇〇〇〇番〇ほか13筆，地目は田及び畑，面積は合計で4，655.69㎡の農振農用区域内の農地です。申請の事由は，譲渡人は豪雨災害で農機具が全部流出したため，離農し，所有権を移転するものです。譲受人は申請地を譲り受け，新規就農するものです。営農計画は，水稻及び果樹を作付けするものです。経営面積は，申請地が46アールありますので，下限面積10アールを満たしています。

議 長：調査委員の方から，補足説明をお願いします。

田 中 委 員：2番 田中です。申請地は，筆は多いですが，すべて管理されていることを確認しました。ご審議のほどよろしく願います。

議 長：それではご審議願います。ご質疑，ご意見ありませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので，本件は，許可と決定してご異議ありませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は、許可と決定します。

議 長：次に、議案第8号「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題とします。1番について事務局の説明をお願いします。

事 務 局：1番の申請地は、見晴2丁目〇〇〇番〇、地目は畑、面積は35㎡の第2種農地です。転用の目的は、通路として利用するものです。しかしながら、写真でもお分かりのように、既に通路として利用されているため、農地法に基づく手続が事後になった旨の始末書添付の申請となっております。関係法令については、都市計画法による開発許可及び宅地造成等規制法による許可は不要です。

議 長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

高 本 委 員：6番 高本です。申請地は、通路として利用されて、かなり経っていると思われます。始末書も添付されており、やむを得ないと思います。ご審議のほどよろしく願います。

議 長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、本件は、許可と決定してご異議ありませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は、許可と決定します。

議 長：2番について、事務局の説明をお願いします。

事 務 局：2番の申請地は、音戸町波多見6丁目〇〇〇〇番〇、地目は畑、面積は1,659㎡の第2種農地です。転用の目的は、資材置場及び駐車場として使用するものです。規模等につきましては、テトラポット等の資材置場、駐車場11区画を整備するものです。しかしながら、写真でもお分かりのように、すでに、資材置場として使用され、一面に砂利が敷かれていることから、農地法に基づく手続が事後になった旨の始末書添付の申請となっております。関係法令については、都市計画法による開発許可及び宅地造成等規制法による許可は不要で、農振農用地区域に指定されていません。

議 長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

新 田 委 員：14番 新田です。申請地は、既に砂利が敷かれて、資材置場として利用されていますが、始末書も添付されており、やむを得ないと思います。ご審議のほどよろしく願います。

議 長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、本件は、許可と決定してご異議ありませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は、許可と決定します。

議 長：次に、議案第9号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題とします。1番について事務局の説明をお願いします。

事 務 局：1番の申請地は、見晴2丁目〇〇〇番〇，地目は畑，面積は30㎡の第2種農地です。転用の目的は、通路として利用するため，所有権を移転するものです。しかしながら，写真でもお分かりのように，既に通路として利用されているため，農地法に基づく手続きが事後になった旨の始末書添付の申請となっております。関係法令については，都市計画法による開発許可及び宅地造成等規制法による許可は不要です。

議 長：調査委員の方から，補足説明をお願いします。

高 本 委 員：6番 高本です。申請地は，議案第8号1番と一体で通路として利用されており，やむを得ないと思います。ご審議のほどよろしくをお願いします。

議 長：それではご審議願います。ご質疑，ご意見ありませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、本件は、許可と決定してご異議ありませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は、許可と決定します。

議 長：2番について事務局の説明をお願いします。

事 務 局：2番の申請地は，仁方町字二子松〇〇〇番〇〇，地目は畑，面積は4.45㎡の第2種農地です。転用の目的は，墓地として利用するため，所有権を移転するものです。規模等は，隣接地の墓地備品置場を整備する計画です。関係法令については，墓地，埋葬等に関する法律による許可は，令和2年10月20日許可済で，都市計画法による開発許可及び宅地造成等規制法による許可は不要です。

議 長：調査委員の方から，補足説明をお願いします。

高 本 委 員：6番 高本です。申請地は，1坪強の狭い土地で，隣接地の墓地備品置場として利用するということで，問題ないと思います。ご審議のほどよろしくをお願いします。

議 長：それではご審議願います。ご質疑，ご意見ありませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、本件は、許可と決定してご異議ありませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は、許可と決定します。

議 長：3番について事務局の説明をお願いします。

事 務 局：3番の申請地は、郷原町字惣上分〇〇〇〇番1、地目は田、面積は16㎡の第2種農地です。転用の目的は、一般住宅及び駐車場として利用するため、所有権を移転するものです。規模等は、隣接地を併用し、住宅1棟及び駐車場5区画を整備する計画です。しかしながら、写真でもお分かりのように、既に一般住宅及び駐車場として利用されているため、農地法に基づく手続が事後になった旨の始末書添付の申請となっております。関係法令については、都市計画法による開発許可及び宅地造成等規制法による許可は不要で、農振農用地区域には指定されておられません。

議 長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

高 本 委 員：6番 高本です。申請地は、随分前から住宅地の一部として利用されています。始末書も添付されており、やむを得ないと思います。ご審議のほどよろしくをお願いします。

議 長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、本件は、許可と決定してご異議ありませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は、許可と決定します。

議 長：4番について事務局の説明をお願いします。

事 務 局：4番の申請地は、音戸町藤脇1丁目〇〇〇〇番〇ほか1筆、地目は畑、面積は合計719㎡の第2種農地です。転用の目的は、資材置場及び駐車場として使用するため、所有権を移転するものです。規模等につきましては、資材置場50㎡、駐車場7区画、重機置場1区画を整備する計画です。関係法令については、都市計画法による開発許可及び宅地造成等規制法による許可は不要で、農振農用地区域には指定されておられません。

議 長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

新 田 委 員：14番 新田です。申請地は、土砂の流出措置を講じた上で資材置場として利用するというので、やむを得ないと思います。ご審議のほどよろしくをお願いします。

議 長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、本件は、許可と決定してご異議ありませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は、許可と決定します。

議 長：5番、6番は、譲受人及び転用内容が同一ですので、一括して番について事務局の説明をお願いします。

事 務 局：5番の申請地は、倉橋町字江浜〇〇〇〇番〇、地目は畑、面積は1,008㎡の第2種農地です。6番の申請地は、倉橋町字江浜〇〇〇〇番〇、地目は畑、面積は331㎡の第2種農地です。転用の目的は、5番の申請地と隣接する6番の申請地を購入し、保養所及び駐車場として整備するものです。規模等につきましては、保養所1棟、駐車場8区画、その他レクリエーション広場を整備する計画です。関係法令については、都市計画法による開発許可及び宅地造成等規制法による許可は不要で、農振農用地区域には指定されておられません。

議 長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

水 場 委 員：8番 水場です。申請地は、風が強いですが、目の前は海で、保養所としては適地と思われれます。ご審議のほどよろしくをお願いします。

議 長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、5番と6番は、許可と決定してご異議ありませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、5番と6番は、許可と決定します。

議 長：7番について事務局の説明をお願いします。

事 務 局：7番の申請地は、倉橋町字玉小〇〇〇〇番〇、地目は畑、面積は289㎡の第2種農地です。転用の目的は、駐車場として整備するものです。規模等につきましては、駐車場7区画を計画しています。関係法令については、都市計画法による開発許可及び宅地造成等規制法による許可は不要で、農振農用地区域には指定されておられません。

議 長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

水 場 委 員：8番 水場です。申請地は、近くの保養施設の駐車場として利用するというので、やむを得ないと思います。ご審議のほどよろしくをお願いします。

議 長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、本件は、許可と決定してご異議ありませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は、許可と決定します。

議 長：8番について事務局の説明をお願いします。

事 務 局：8番の申請地は、安浦町内海北5丁目〇〇〇〇番〇ほか1筆、地目は田、面積は合計で85.30㎡の第2種農地です。転用目的は、庭敷として利用するため、所有権を移転するものです。規模等は、隣接宅地〇〇〇〇番〇の庭敷として整備する計画です。関係法令については、都市計画法による開発許可及び宅地造成等規制法による許可は不要であり、農振農用地区域には指定されておられません。

議 長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

田 中 委 員：2番 田中です。申請地は、周囲は住宅地で、庭敷として利用するというので、やむを得ないと思います。ご審議のほどよろしくをお願いします。

議 長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、本件は、許可と決定してご異議ありませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は、許可と決定します。

議 長：次に、議案第10号「非農地証明申請について」を議題とします。1番について事務局の説明をお願いします。

事 務 局：1番の申請地は、莊山田村字奥姥ヶ谷〇〇〇〇番ほか1筆、地目は田及び畑、現況は山林、面積は合計で928㎡の第2種農地です。申請の事由につきましては、昭和40年頃、耕作を放棄したためかい廃したとして、現認書を添付の上、山林として証明を受けようとするものです。

議 長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

高 本 委 員：6番 高本です。申請地は、数十年も前から山林化していると思われ、やむを得ないと思います。ご審議のほどよろしくをお願いします。

議 長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、本件は、証明と決定してご異議ありませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は、証明と決定します。

議 長：2番、3番は関連がありますので、一括して事務局の説明をお願いします。

事 務 局：2番の申請地は、蒲刈町向字細尾〇〇〇番〇、地目は畑、現況は山林、面積は2,895㎡の第2種農地、3番の申請地は、蒲刈町向字細尾〇〇〇番〇、地目は畑、現況は山林、面積は1,022㎡の第2種農地です。申請の事由につきましては、平成元年頃、耕作を放棄したためかい廃したとして、現認書を添付の上、山林として証明を受けようとするものです。

議 長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

長 迫 委 員：13番 長迫です。申請地は、山林化しており、やむを得ないと思います。ご審議のほどよろしくをお願いします。

議 長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、2番と3番は、証明と決定してご異議ありませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、2番と3番は、証明と決定します。

議 長：次に、議案第11号「相続税納税猶予に係る引き続き農業経営を行っている旨の証明申請」を議題とします。1番について事務局の説明をお願いします。

事 務 局：本件は、租税特別措置法による相続税の納税猶予に係るもので、相続人が税務署に申告し、その農地を引き続き耕作する場合、この一定部分の相続税額の納税が猶予されるもので、市街化区域内の農地については、相続税の申告期限の翌日から20年引き続いて耕作することにより、猶予された税額の納税が免除されます。この制度の適用にあたっては、平成17年4月1日以降の相続については、3年ごとに農業経営を行っている旨の継続届出書を税務署に提出する必要があるため、これに添付する書類として、農業委員会の「引き続き農業経営を行っている旨の証明」が必要となるため、今回証明申請をしたものです。1番の申請地は、広名田2丁目〇〇〇〇番ほか10筆、地目は畑、面積は合計で2,501.30㎡の第3種農地です。平成17年4月25日に相続により農地を取得したもので、15年目に該当し、現地調査で、畑として適切に管理されていました。

議 長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

高 本 委 員：6番 高本です。申請地は、柑橘類や柿などの果樹が栽培されており、問題ないと思います。ご審議のほどよろしくをお願いします。

議 長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、本件は、証明と決定してご異議ありませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は、証明と決定します。

議 長：2番について、事務局の説明をお願いします。

事 務 局：2番の申請地は、広石内2丁目〇〇〇〇番ほか7筆、地目は田及び畑、面積は合計で3,666㎡の第3種農地です。平成17年4月25日に相続により農地を取得したもので、15年目に該当し、現地調査で、田及び畑として適切に管理されていました。

議 長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

高 本 委 員：6番 高本です。申請地は、野菜や果樹が作付けされ、イノシシの柵も設置されており、問題ないと思います。ご審議のほどよろしくをお願いします

議 長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、本件は、証明と決定してご異議ありませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は、証明と決定します。

(呉市農林水産課職員着席)

議 長：次に、議案第12号「呉農業振興地域整備計画変更に係る意見の決定について」を議題といたします。呉市農林水産課の説明をお願いします。

農 林 水 産 課：説明の前に、資料の訂正があります。資料1の5ページの表の位置番号①と②の用途区分の「畑」の記載を「樹園地」に改めてください。8ページから10ページの該当箇所の訂正もお願いします。それでは、呉農業振興地域整備計画の変更について、御説明いたします。はじめに、この計画の制度について、説明させていただきます。この計画は農業振興地域の整備計画に関する法律に基づき、優良農地の確保と、計画的な農業振興を図ることを目的としております。呉農業振興地域整備計画は、6月と12月の年2回、計画変更を行うこととしております。また、農業振興地域整備計画は、概ね5年ごとに基礎調査を行い、全体的に見直すことになっております。合併後の平成18年度に呉農業振興地域整備計画を策定し、平成28年度には、農用地の利用計画（農用地の区域設定）の見直しを

行っており、前回の見直しから5年経過するため、基礎資料の内容を整理し、情勢の変化に対応した総合的かつ計画的な整備を確保する観点から計画の変更を行っております。計画変更につきましては、法律の施行規則に基づき、農業委員会のご意見をお聴きするものとなっておりますので、よろしく願いいたします。それでは、計画変更について説明いたします。お手元に配布しております、「資料1 呉農業振興地域整備計画変更理由書」をご覧ください。この度の計画変更の理由ですが、2変更理由にございますように、呉農業振興地域整備計画について、農用地区域内の農地を他の用途に供するため、農用地利用計画の変更の必要性が生じ、変更を行うものです。次に、変更内容について説明させていただきます。（1）農用地利用計画についてご説明いたします。変更理由書の①農用地区域内の土地を農用地区域から除外するための農用地利用計画の変更についてにおきまして、5ページの（別紙1）に示しております15件については、所有者より農用地区域の除外申出がされております。農用地利用計画において、農用地区域に設定された農地は、農地転用をすることができません。しかしながら、必要かつ適当であり、法律の除外要件を満たしているものについては、農用地区域から除外することが認められております。具体的に、位置、面積、変更後の土地利用形態について、説明させていただきますので、8ページからの除外の位置図と併せてご覧ください。1件目でございますが、対図番号①蒲刈町大浦字黒禿〇〇〇〇番〇ほか2筆、合計面積1,844㎡で山林化しているとの申出でございます。2件目でございますが、対図番号②蒲刈町宮盛字埕〇〇〇〇番〇ほか11筆、合計面積5,133㎡で山林化しているとの申出でございます。3件目から14件目でございますが、対図番号③～⑭郷原町字西長谷〇〇〇〇番〇ほか34筆、合計面積10,735㎡で駐車場用地として使用するものがございます。15件目でございますが、対図番号⑮安浦町大字中畑字向畠〇〇〇番ほか14筆、合計面積8,575㎡で太陽光発電用地として使用するものがございます。以上の15件につきまして、現地調査を行いました結果、法律上の除外要件について妥当と認められましたので、農用地区域から除外し、農用地利用計画を変更するものがございます。2ページ目の（2）農業生産基盤の整備開発計画についてご説明いたします。①の表に示しております農地保全整備、用排水路整備、農道整備及び海岸保全施設整備の13の事業計画において、赤字の部分の事業の概要、受益地区及び事業期間を修正し変更しております。②の表に示しております農業生産基盤整備と農道整備の2つの事業計画について、追加し変更しております。（3）農用地等の保全計画についてご説明いたします。表に示しております農地保全整備の事業計画について、赤字の部分の事業期間を修正し変更しております。3ページ目の（4）農業経営の規模の拡大及び農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用の促進計画についてご説明いたしま

す。上の表に示しております効率的かつ安定的な農業経営の目標について、削除することとして変更しております。下の表に示しております効率的かつ安定的な農業経営の目標について、赤字の部分を修正し変更しております。4ページ目の（6）農業を担うべき者の育成・確保施設の整備計画についてご説明いたします。表に示しております農業体験施設・農業支援センターの事業計画において、赤字の部分の事業期間及び交付金事業名を修正し変更しております。この他の計画につきましては、今回は変更ございません。簡単ではございますが、以上で農業振興地域整備計画の変更についての説明を終わらせていただきます。ご審議の程、よろしくお願いいたします。

議 長：ただいま農林水産課から説明がありました「呉農業振興地域整備計画の変更」について、ご質疑、ご意見ありませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、本件は農林水産課の説明のとおり承認することとしてご異議ありませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は承認と決定します。

（呉市農林水産課職員退席）

議 長：つぎの、議案第13号につきましては、2番 田中委員と私が一部当事者となりますので、議事参与の制限を定めた「農業委員会等に関する法律」第31条の規定により、田中委員と私は退席します。議長に第2順位の職務代理者である6番 高本委員を指名します。議長席へお願いします。

6番 高本委員議長席へ

北村会長、2番 田中委員退席

議長（高本）：それでは、議事の進行をさせていただきます。

議案第13号「農用地利用集積計画（案）について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

事務局：それでは、議案第13号についてご説明いたします。農家等から農業経営基盤強化促進事業による利用権を農用地に設定し、貸し借り等を実施したいとの申出について、その内容を調査し、結果をまとめたものが、「資料2 農用地利用集積計画（案）」です。この農

農地法第4条の規定による届出が2件、14ページの農地法第5条の規定による届出が3件、計5件ございましたので、ご報告いたします。

議長：その他に入ります。事務局の説明をお願いします。

事務局：1番の令和3年度 呉市農業委員会総会開催計画については、資料3の表をご覧ください。毎月の定例的な業務の予定をお示ししております。毎月、原則として10日が申請の締切日。中旬に各地区の確認調査。月末に総会開催の予定となっております。総会の開始時刻は、大体14時ですが、第8回と第12回だけは、総会後の納涼会と忘年会を見込んで、15時開始としております。

2番の 令和3年度呉市農業委員会現地調査予定表については、資料4の表をご覧ください。1枚目が上半期、2枚目が下半期の予定となっております。委員の皆様には、一人当たり年間5回の現地調査を行っていただくように調整しております。表の中の二重丸は、委員本来の担当地区の調査を、丸付きの数字は、担当地区以外の調査を示しています。該当する日は、予定を空けておいてくださるようお願いいたします。都合が悪い場合には、調整しますので、早めに担当までご連絡ください。

議長：今までを通して、ご意見、ご質問はありませんか。

本末委員：荒廃農地を外国人が買っているという話を聞きますが、呉市でも事例がありますか。

事務局長：現在のところ、聞いていません。

議長：ほかに、ご意見、ご質問はありませんか。

議長：なし。

事務局：来年度の4月から推進委員にも総会終了後に議決後の総会資料を郵送しようと考えております。各担当地区の農地の異動状況について、推進委員さんにも情報共有していただきたいと思っております。

議長：それでは、次回の日程を申し上げます。

次回、令和3年第3回総会は、3月29日 月曜日 午後2時から
場所は、呉市役所 7階 755から758号室です。

議長：以上で令和3年第2回呉市農業委員会総会を閉会します。

本日のご審議、ありがとうございました。

(午後3時05分)